

広島県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年五月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
心療内科 村岡クリニック	呉市中央二丁目六番一〇号 村上ビル II四階	平成二〇年四月一日
医療法人 佐野内科医院	府中市鶉飼町六九九番地一〇	平成二〇年四月一日
たに内科胃腸科	廿日市市地御前一丁目二番二号	平成二〇年四月一日
アイビー眼科	廿日市市宮内四三一一番五号	平成二〇年四月一日
医療法人かどます 佐々木医院	安芸高田市向原町坂四二八番地二	平成二〇年四月一日
安芸太田戸河内診療所	山県郡安芸太田町大字戸河内八〇〇番地一	平成二〇年四月一日
津田産婦人科クリニック	安芸郡海田町南幸町九番四三号	平成二〇年四月一日
安登歯科クリニック	呉市安浦町安登西六丁目一番一八号	平成二〇年四月一日
さくら歯科クリニック	府中市中須町七三一番地一	平成二〇年四月一日
オカダデンタルクリニック	東広島市西条本町二番三号Jフロン トビル三階	平成二〇年四月二五日
さんくす薬局 呉店	呉市中央二丁目六番一〇号	平成二〇年四月一日
ヘルシー薬局	府中市鶉飼町五九九番地六	平成二〇年四月一日
庄原スマイル薬局	庄原市西本町二丁目一〇番九号	平成二〇年四月一日
みどり薬局	東広島市安芸津町風早一三九四番	平成二〇年四月一日
タカズミ薬局	廿日市市地御前一丁目二番二号	平成二〇年四月一日

パール薬局 明石店	豊田郡大崎上島町明石字東浜二六九六番一	平成二〇年四月一日
ピーチ薬局	安芸郡海田町新町一一番二一号	平成二〇年四月一日